

「リバウンド警戒期間」における西東京市公共施設の対応について（方針）（案）

東京都の「リバウンド警戒期間における取組（令和4年4月21日東京都決定）」に基づき、市内公共施設の対応を下記のとおりとする。

記

1 「リバウンド警戒期間」における公共施設の対応期間

令和4年4月25日から同年5月22日まで

2 終日利用ができない施設

- (1) 調理室（調理利用の場合） 終日利用不可
- (2) 入浴施設 終日利用不可

3 その他利用の制限等を行う施設

- (1) 障害者総合支援センター「フレンドリー」
 - ・利用できない施設等
 - ア 多目的室（土・日曜日のみ貸出し）
 - イ 会議室C
 - ウ 情報コーナー
 - エ 交流スペース、作品展示スペース
 - オ その他オープンスペース
 - カ 公共施設予約管理システム用端末
- (2) いこいの森公園（バーベキュー場 再開時期未定）

4 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、施設利用に際しては、施設利用者自身の体調管理や施設利用前後における消毒作業等に関し、施設管理者及び施設利用者は、これまで以上にその徹底を図ること。
- (2) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。
- (3) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (4) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。